

ホーチミン市非開削下水道管路更生計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課
評価年月日 令和5年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム社会主義共和国
(2) 案件名	ホーチミン市非開削下水道管路更生計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを 含む	ホーチミン市において、非開削工法による既設老朽管路の更生を行うことにより、市中心部での排水・下水道管路網の機能向上及び道路陥没事故のリスク軽減を図り、もって同地域の脆弱性への対応に寄与するものである。 案件の内容 ・土木工事、機器調達等（老朽排水・下水道管の非開削下水道管路更生工法等による更生） ・コンサルティングサービス（実施設計、施工監理） ・ソフトコンポーネント（管路内調査の能力強化、既設管の維持管理・更新の計画立案 能力強化、管更生工法の普及活動） ア 閣議決定日：平成29年9月5日 イ 供与限度額：18.82億円
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初、ベトナム最大の都市であるホーチミン市において、フランス統治時代に整備された排水・下水道管路網の老朽化により、浸水被害の拡大、道路陥没事故の発生、地下水の水質汚濁という課題が発生していた。 現在においても本事業に係る状況は当初から大きく変わらず、同国の最新の計画である「ホーチミン市の洪水および排水処理に係る運営計画2020-2030」においても引き続き老朽化した排水・下水道管路網の整備が重要課題として指摘されており、本事業に関する社会的ニーズが依然として高い。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 閣議決定後、ベトナム財務省が国内法（国際条約法）との整合性を理由に法人税の免税を不可とする方針を示し、ベトナム政府との協議が続いていた。その後、実施機関のホーチミン市人民委員会が予算を負担する形で法人税を還付するという方針でベトナム政府と合意したことから、2018年5月31日に交換公文（E/N）が締結された。その後ベトナム政府内の承認手続きに時間を要し、贈与契約（G/A）の締結が2020年2月21日となった。 免税問題は解決され、2020年7月にJICAより実施機関のホーチミン市人民委員会宛てに、先行実施した協力準備調査の結果に基づいて、設計及び施工監理を担う本邦コンサルタントの推薦を行った。ベトナム側でコンサルタント契約とベトナム国内法の整合性の確認及び契約の承認に時間を要したが、2022年12月に契約締結を了し、現在詳細設計を実施中である。
(2) 今後の対応方針	本事業に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初計画通りの効果が見込まれる。また、事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから、引き続き支援を継続する。

3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 政策評価法に基づく事前評価書 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ 国際協力機構の事業事前評価表 ・ その他国際協力機構から提出された資料
-------------------------------	---